

## 田野町空き家改修費補助金交付要綱

(令和7年4月1日要綱第19号)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、田野町に定住しようとする移住者などに対して、空き家に居住するためには必要な改修に要する費用の一部を補助することにより、空き家の有効活用を図るとともに、定住を促進することを目的とし、田野町空き家改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 田野町内に存在する空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望し登録する者に対し、紹介を行うシステムをいう。
- (2) 空き家 空き家バンクに登録された居住用家屋をいう（居住部分とそれ以外の部分とが結合する併用住宅については、居住部分が床面積の2分の1以上のものをいう。）。
- (3) 空き家改修 居住のために必要な耐震改修工事及び住宅の機能の回復又は向上のために行う修繕をいう。
- (4) 所有者 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。
- (5) 居住部分 専ら居住の用に供する部分（玄関、台所、便所、浴室及び居室）をいい、店舗、事務所その他これらに類する用途の部分を除く。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者
- (2) 次のア、イに掲げるすべての要件に該当する者（以下「移住者等」という。）
  - ア この補助金の交付を受けて改修を行う空き家（以下「改修住宅」という。）に、補助事業の完了の日から10年以上居住する見込みのある者。
  - イ 空き家の所有者との間に相続関係が発生しない者。

### (補助対象の除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外する。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が県税及び町税等の滞納者又は田野町暴力団排除条例（平成23年3月8日田野町条例第1号）に規定する暴力団等である場合

- (2) 申請者が空き家の入居予定者の場合、同居人を含む入居予定者全員を対象として県税及び町税等の滞納者又は田野町暴力団排除条例（平成23年3月8日田野町条例第1号）に規定する暴力団等の該当がある場合
- (3) 当該補助金を活用して改修を行う空き家に所有者等を含む2親等内の親族を入居させた場合
- (4) その他町長が適当でないと認めた場合

（補助対象事業費）

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 空き家を活用する事業とし、空き家改修のうち居住部分に係る費用。
- (2) 空き家改修に要する費用（消費税及び地方消費税を除く額）が30万円以上であること。
- (3) 別途「田野町住宅リフォーム補助金交付要綱」第5条第2号に規定する施工事業者登録を行った業者が施工するものであること。なお、施工事業者登録等に関する必要な事項及び手続きは「田野町住宅リフォーム補助金交付要綱」に委任するものとする。
- (4) 当該補助金の交付決定後に着手する工事であること。

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費であり、交付要件、補助率、補助金額とあわせて、別表第1に掲げるおりとし、予算の範囲内で交付する。

（補助金の申請）

第7条 補助対象者は、当該補助金の交付を受けようとするときは、田野町空き家改修費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、改修工事着工前に町長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請にあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（第6条の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は前条の規定による申請の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、田野町空き家改修費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

#### (遵守事項)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、町が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。また、暴力団員等に該当すると認められるものを契約の相手方としないこと。

#### (補助事業の変更)

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた事業について、中止又は次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、田野町空き家改修費補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出して、あらかじめその承認を受けなければならぬ。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 補助対象経費の増額。ただし、補助金交付決定額に変更がない場合は、この限りではない。
- (3) 補助金交付決定額の20パーセントを超える減額

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、田野町空き家改修費補助金変更承認決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、田野町空き家改修費補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

#### (補助金等の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、田野町空き家改修費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

#### (補助金の支払)

第13条 交付決定者は、前条の通知を受けた後に、田野町空き家改修費補助金請求書（様式第7号）により、町長に本補助金の交付を請求するものとする。

2 補助金の交付は口座振込によるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

(交付決定の取り消し)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長が特に取り消しの必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき
- (3) 補助事業の実施の方法が不適当であるとき
- (4) 第10条の規定による中止の承認を得ないで補助事業を中止したとき
- (5) 補助金の交付を受けた日から10年を経過する日（以下「空き家活用期間」という。）までに補助金により改修した住宅（以下「改修住宅」という。）を取り壊し、又は売却、移住の用に供しなくなったとき。
- (6) 空き家活用期間が終了するまでに改修住宅から転居したとき。ただし、賃貸物件として所有者等が空き家バンクに登録し、空き家活用期間が終了するまでの間、引き続き移住者等の居住の用に供する場合を除く。
- (7) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (8) 別表第1に規定する補助要件に違反したとき。

2 町長は、第1項の規定による取消しをしたときは、田野町空き家改修費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて田野町空き家改修費補助金返還命令書（様式第9号）により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）は別表第2のとおりとする。

2 前条及び前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用されるものとする。

(調査等)

第16条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、交付決定者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区分	内容
補助対象経費	<p>1 改修設計、改修工事に要する経費で、耐震化、機能回復、又は性能を向上するための改修に要する経費で、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 住宅の増築、改築</li><li>(2) 浴室の改修</li><li>(3) 台所の改修</li><li>(4) トイレの改修</li><li>(5) 給排水衛生設備工事（配管等）</li><li>(6) 給湯設備工事</li><li>(7) 換気設備工事</li><li>(8) オール電化住宅工事</li><li>(9) 屋根のふき替え、塗装、防水工事</li><li>(10) 外壁の張り替え、塗装工事</li><li>(11) 床、内壁、天井の張り替え等の内装工事</li><li>(12) 床、内壁、天井、屋根の断熱工事</li><li>(13) ふすま、障子、たたみの張り替え工事</li><li>(14) 雨どいの改修</li><li>(15) 建具、窓枠、サッシの取替等、改修工事</li><li>(16) バリアフリー改修</li><li>(17) 耐震改修</li><li>(18) その他町長が認める工事</li></ul> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事に要する経費については、補助金の交付対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 家電製品の購入 テレビ、エアコン、ファンヒーター、ストーブ、冷蔵庫、冷凍庫、電子レンジ、炊飯器、食器洗浄機、照明器具、洗濯機、その他これらの製品に類する物。</li><li>(2) 厨房製品 ガスコンロ、換気扇、調理台、食器棚等、工事の伴わない設置のみの場合</li><li>(3) 対象外工事 車庫、物置、倉庫等の工事、堀・植栽工事、解体工事 電話、インターネット、テレビアンテナの設置工事</li></ul>

	(4) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事。 (5) 主な内容が備品購入である工事。 (6) 他の補助制度を利用する工事。 (7) その他、補助金の交付が適当でないと町長が認める工事及びその費用。
補助要件	(1) 改修後の上部構造評点が 1.0 以上である等、耐震化を図ること、又は耐震化がなされていること。 (2) 空き家所有者が行う場合は、補助金の交付を受けた日から 10 年間は田野町空き家バンクへの登録を継続し、田野町へ定住しようとする移住者等の居住の用に供すること。 (3) 賃貸借契約により移住者等が行う場合は、補助金を受けた日から 10 年間は居住する見込みがあること。また、空き家の所有者に下記①と②について同意が得られていること。 ①空き家の改修を行うこと及び原状回復義務を免除すること。 ②補助金の交付を受けた日から 10 年間は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、売却し、又は担保に供することなく、移住者等が転居した場合は当該家屋を空き家バンクに登録し、田野町へ定住しようとする移住者等の居住の用に供すること。 (4) 売買契約により移住者等が行う場合は、補助金の交付の日から 10 年間は居住する見込みがあること。なお、転居した場合は、速やかに当該家屋を田野町空き家バンクに登録し、その登録を当該補助金の交付を受けた日から 10 年を経過するまで継続して田野町へ定住しようとする移住者等の居住の用に供すること。 (5) 第 7 条に規定する補助金の申請をした日の属する年度の 3 月 31 日までに補助対象事業が完了すること。
補助率	2/3 以内
補助限度額	1,800,000 円

## 備考

- 他の補助金、助成金、手当等の交付の対象となる場合において、当該補助金の算定基礎となる部分については、この補助金の交付の対象外とする。
- 補助金の額は、補助対象経費の合計額に当該補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、当該補助金の額が補助限度額を上回る場合は、補助限度額を交付する。

別表第2（第15条関係）

奨励金の交付を受けた日からの経過年数	返還すべき金額
1年未満	交付を受けた奨励金の全額
1年以上2年未満	交付を受けた奨励金の10分の9の額
2年以上3年未満	交付を受けた奨励金の10分の8の額
3年以上4年未満	交付を受けた奨励金の10分の7の額
4年以上5年未満	交付を受けた奨励金の10分の6の額
5年以上6年未満	交付を受けた奨励金の10分の5の額
6年以上7年未満	交付を受けた奨励金の10分の4の額
7年以上8年未満	交付を受けた奨励金の10分の3の額
8年以上9年未満	交付を受けた奨励金の10分の2の額
9年以上10年未満	交付を受けた奨励金の10分の1の額

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事に要する経費については、補助金の交付対象としない。

- (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事。
- (2) 主な内容が備品購入である工事。
- (3) 他の補助制度を利用する工事。
- (4) その他、補助金の交付が適当でないと町長が認める工事及びその費用。